

中野区教育委員会会議録

令和3年第2回定例会

令和3年1月22日

中野区教育委員会

令和3年第2回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年1月22日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時03分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

保育園・幼稚園課長

渡邊 健治

指導室長

宮崎 宏明

学校教育課長

板垣 淑子

子ども教育施設課長

塚本 剛史

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第2号議案 審査請求に対する裁決について
- (2) 第3号議案 塔山小学校体育館冷暖房化改修等工事請負契約に係る意見について
- (3) 第4号議案 武蔵台小学校体育館冷暖房化改修等工事請負契約に係る意見について
- (4) 第5号議案 美鳩小学校旧校舎等解体工事請負契約に係る意見について
- (5) 第6号議案 令和小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更に対する意見について
- (6) 第7号議案 教師用指導書等の買入れに係る意見について
- (7) 第8号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

2 協議事項

- (1) 今後の区立幼稚園のあり方について（保育園・幼稚園課）

3 報告事項

- (1) 事務局報告
 - ①区立学校の儀式的行事等について（学校教育課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

ここでお諮りいたします。

本日の議決事件の 1 番目「審査請求に対する裁決について」と協議事項の 1 番目「今後の区立幼稚園のあり方について」は、非公開の審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議事日程の最後に審議及び協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは日程に入ります。

<協議事項>

入野教育長

議決事件の 2 番目、第 3 号議案「塔山小学校体育館冷暖房化改修等工事請負契約に係る意見について」、議決事件の 3 番目、第 4 号議案「武蔵台小学校体育館冷暖房化改修等工事請負契約に係る意見について」、議決事件の 4 番目、第 5 号議案「美鳩小学校旧校舎等解体工事請負契約に係る意見について」、議決事件の 5 番目、第 6 号議案「令和小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更に対する意見について」は、いずれも工事請負契約に関する区長からの意見聴取に係る案件になりますので、一括して上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 3 号議案から第 6 号議案までの 4 件につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

4件の議案につきましては、いずれも、区立学校の建築等の工事請負契約を締結または契約金額を変更するに当たりまして、工事の予定価格が1億8,000万円を超えるため、議会の議決を経るべき案件で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、区長から意見を求められましたことから、教育委員会の意見として、同意である旨の意見を申し出るものでございます。

まず初めに、第3号議案「塔山小学校体育館冷暖房化改修等工事請負契約に係る意見について」でございます。

議案の3ページでございます。契約の目的は塔山小学校体育館冷暖房化改修等の工事でございます。契約の金額は2億4,200万円でございます。契約の相手方は記載のとおりでございます。

次に、第4号議案「武蔵台小学校体育館冷暖房化改修等工事請負契約に係る意見について」でございます。

この内容といたしましては、武蔵台小学校体育館冷暖房化改修等の工事ということでございます。契約の金額は2億5,685万円でございます。契約の相手方は記載のとおりでございます。

次に、第5号議案「美鳩小学校旧校舎等解体工事請負契約に係る意見について」でございます。

契約の目的は美鳩小学校旧校舎等の解体工事でございます。契約の金額は3億3,157万8,500円でございます。契約の相手方は記載のとおりでございます。

次に、第6号議案「令和小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更に対する意見について」でございます。

これは契約の金額につきまして、解体工事におきまして追加の地中障害物除去が発生しましたことから、変更前の金額37億6,892万5,500円を、変更後37億8,903万4,600円とするものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいまの上程中の議案につきまして、質疑がございましたら、お願いいたします。

田中委員

最後の、令和小学校の工事の契約金額の変更ですけれども、今、説明の中で地中障害物の除去という発言がありましたけれども、もう少し具体的に説明していただけないでしょ

うか。

子ども教育施設課長

こちらでございますが、令和小学校は現在新校舎の整備工事を行っているところでございます。建設現場といたしましては、旧新井小学校があったところでございます。

今回、地中障害物の除去ということで、追加でお願いさせていただきたいものでございますが、これは旧新井小学校、以前まで建っていた新井小学校の校舎を解体中に、その校舎のいわゆる地中障害物自体は当然従前の調査の上で把握をしておりましたので、この工事金額にもともと入っておったのですが、今回、工事を進めていくうちに、現在取壊しを行った新井小学校の前の校舎、その以前の校舎のいわゆる残骸といいますか、取り壊しをした際のながら、そして地中杭が出てきたというところで、今回想定していなかった部分でございます。

今回の追加で2,000万円ほどの除去費用が発生してございますが、これらは全て新井小学校の以前の建物、以前も新井小学校だったところでございますが、校舎の残骸ということで、除去が必要になったという内容でございます。

田中委員

それは、最初の調査のときにはなかなか把握し切れなかったものということで理解していいでしょうか。

子ども教育施設課長

今回、建物を建て替える際には、もともと現在建っている建物の図面等を当然しっかり調査して、地中埋設物の量も把握をしていたところなのですが、その前の建物を解体したときに、どのような箇所にもどのような解体がらが埋められていたかというところまでの資料というものは存在してございませんでしたので、今回掘ってみて初めて発覚したという、そういった経緯でございます。

渡邊委員

これ、毎回同じことなのですから、掘ってみてわかったとあって、契約金額にプラスが生じるというのは、入札の形としても変なのかなという気は。そのあたり、例えば旧美鳩小学校の土手に関してもちょっと弱いとか、でも、何となく考えれば、昔のがらが入っているのではないのか、ちよつとこの地盤は弱いのではないのか、そこをちよつと調べてみようという、もう少し緻密な調査とか、そういうのというのは建設業界ではあまり一般的ではない、そういうふうに捉えてもいいのか。契約してから契約金額の変更という

のは、どうしても、何年やっても気になるというか、これはそういうものだと言われればそうなのかもしれないのですけれども、その辺何かご教示いただけますか。

子ども教育施設課長

ただいま委員おっしゃられましたように、やってみないとわからないというのだと、なかなかちょっとご理解しづらい部分かなというところはございます。

実際に地中のお話でございますので、調査というものは、先ほど申し上げたように図面の調査は当然します。そして図面によらない部分も当然あるかというところで、掘削調査を部分的に行っております。この部分的にというところがなかなか難しいところでございます。敷地全体を全て掘った上で何もなかったというのが一番確実ではございますが、その費用対効果と申し上げますか、効率性を考えたときには、サンプル調査といえますか、部分、部分での調査をやっているところでございます。そういったのがいわゆる一般的な考え方でございますので、どうしてもこうしたリスクといえますか、実際に掘ってみて、施工してみて、出てきてしまうというのは、一般的にはよくある話というほどではないのですけれども、致し方ない部分なのかなと捉えているところでございます。

渡邊委員

おっしゃるとおりだと思います。サンプルをとるのは限界があるのですけれども、例えばそのリスクを考えて、もしかしたら入っているかもしれないと思って契約するとしたら、そのリスク分を乗せるか乗せないかだけでも、そのリスクを区というか、教育委員会が負うのか、業者が負うのかという話ではないですか。毎回リスクが生じるたびに契約も、こちらのほうがリスクを背負っているという形ではないですか。そういったものも、もし出た場合には追加の料金がかかりますという、最初からそういう契約になっているのでしょうか。

子ども教育施設課長

少なくとも公共工事におきましては、工事発注をする際にしっかりと発注側がそういった地中には、この部分には埋設物がないという前提のもと、仕様書を作成した上で予定金額、そういった予算化をした上で契約まで至っているものでございます。ですので、当初の前提にない事態が発生した場合におきましては、契約の前提自体が違ってくるものでございますので、こちらの発注側の追加費用という形になるところと考えてございます。

あらかじめ発注をする時点で仕様の中にそういった、もしかしたら出るかもしれないというコストも込みでという考え方も当然なくはないのかもしれないのですけれども、コス

トアップになってしまう。そして実際には出なかったからお金を返してくださいというのも、契約上なかなか難しい部分と聞いてございますので、こういった形の契約発注形態というものが、現状では説明が一番しやすいのかなと捉えているところでございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは1件ずつ、簡易採決の方法による採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第3号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第4号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第5号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、ただいま上程中の第6号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件の6番目、第7号議案「教師用指導書等の買入りに係る意見について」を上程したいと思います。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

第7号議案「教師用指導書等の買入れに係る意見について」ご説明申し上げます。

これは、教師用指導書等の買入れに当たりまして、購入予定価格が2,000万円を超えるため、議会の議決を経るべき案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、区長から意見を求められましたことから、教育委員会として、同意である旨の意見を申し出るものでございます。

この内容といたしましては、3ページを御覧いただきたいと思います。

買入れの目的、区立中学校における学習指導用ということでございます。

その種類及び数量といたしましては、教師用指導書が1,201冊、教師用指導書及び指導者用デジタル教科書セット139点、指導者用デジタル教科書18点。金額は金2,854万3,130円でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいまの上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。ここにある指導者用デジタル教科書というのは、教師用指導書をデジタル化したようなものと理解していいのでしょうか。

指導室長

指導者用のデジタル教科書に関しましては、単体でこのように書いてございますのはいわゆる指導書ではなくて、教科書を子どもに教えるときに使う教材ということでございます。

田中委員

2番目の、それがセットになって販売されているもので、この3番目の、それは単独でしか販売されていないということですか。

指導室長

3番目のデジタル教科書に関しましては、教育委員会から配置いたしました英語と数学の教授用のデジタル教科書でございまして、それが来年度9校ございますので、9校掛ける2教科ということで18点ということでございます。

それに対しまして、それ以外の教科に関して、デジタル教科書と指導書がセットになって売っているものがございまして、それがこの139点という内容でございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

渡邊委員

この金額その他等には問題ないと思うのですが、今回、中学校の教科書の改訂があって、そして今回選定して、それに伴う教師用指導書と理解しているのですが、この緊急事態宣言または新型コロナウイルスの状況下で、デジタル化というのが非常に進んでいるということを考えて、デジタル教材等の配置は、今回特別に少し盛り込んだということはあるのでしょうか。逆に言うと、盛り込んでいなければ、むしろ盛り込んでもらいたいぐらいの気持ちはあるのですが、どんどんデジタルとかオンラインだとか、遠隔授業というものを模索していかなければいけない時期になっていますけれども、大丈夫でしょうか。

指導室長

先ほど申し上げましたとおりに、教育委員会として一斉に配置しておりますのは英語と数学ということでやらせていただいておりますが、それ以外の教科につきましても比較的デジタル教科書セット 139 点ということがありますので、デジタル教科書に多くの教科で対応できるようにはなっております。9校ですので、それを割り算していただければ、かなり多くの種類のものでデジタル教科書とセットで配置されているということがございます。

今後、もちろんこれが、これは教授用のほうですから、今度は子ども用のということも今後研究していかなければいけないと思いますし、国や都のほうからも補助金等も今後出てくる可能性もございますので、それは検討していきますが、一方で、全てをそれでやるかどうか、要するにメリットもあればデメリットもあるのではないかという議論も今ございますので、そのところは今後精査してまいりたいと思っております。

渡邊委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

小林委員

指導者用デジタル教科書は今 18 点で、1 校につき 2 点ということで、先ほどお話がありました、それ以外の教師用の指導書とか、こういったものについての購入の基準というのでしょうか。どういう形で進めてきたのか、学校の希望をとったとか、いろいろあると思うのですが、その辺の経緯を教えてくださいたいと思います。

指導室長

まず、大きな原則としましては、令和3年度の各学校の教員数、道徳のみ学級数なのですけれども、それをもとに予算配分案を作成して各校に提示し、その予算の中で、購入希望を調査したところでございます。

ただし、去年もご意見をいただいたところで、特に5教科に関しては必ず理論の書いてある、いわゆる答えだけが書いてあるような朱書き本ではなくて、理論とか方法が書いてあるような、きちんとした指導書は必ず全校で一つ買うようにという、そういうご意見もございましたので、そここのところは押さえたところでございます。

小林委員

実際にそうやって整備して、それはそれで大変いいことだと思うのですが、指導書の活用状況ですよね。これに関しては、今まで小学校も含めて、指導書の活用状況というのを調査したことはあるかないか教えていただきたいのですけれども。

指導室長

直接活用状況を各校に全て調査したということは実はございません。ただし、去年もそうなのですけれども、ちょうどこの学習指導要領改訂の時期は、それに基づいて指導計画をつくっていただいておりますので、そういう意味では、活用はどの学校でも今まで以上にあったかと考えております。

小林委員

もちろんいろいろな考え方があって、こういった教師用の指導書を全面的にというか、平たく言うとべったりとやるのが果たしていい指導なのかどうかとか、様々あると思うのですが、特に学習指導要領が変わり、教科書が変わり、そういうときにはまずは基本に立ち返って、押さえるべき点を押さえ、それからそれぞれの教師の工夫、子どもたちの実態に応じた取組というのが重要だと思うのです。

一般的に見ると、小学校は非常にこういうものを丁寧に参考にする、生かしているという状況があると思うのですが、中学校の場合には、指導計画なんかをつくる際に大いに活用するのですが、その後はあまり活用されていないという実態も、もしかしたらあるのかもしれません。

これは、私自身、この指導書のとおり指導しなさいという意味ではなくて、効果的に活用するということは、優れた授業、それから授業の改善に結びつくものだと思います。それが、調査をすることがどうかということとはともかくとして、当たり前のようにそれがあつ

てというのではなく、いかにそれを生かしていくか。例えばその一つとして、今、活用状況の調査という言い方をしたわけなので、ぜひこのあたりは、例えば区の研究会の組織とか、様々なところを通じて、これだけの予算をかけてやっているものであるわけですので、効果的な活用を促すように、ぜひ努力をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。

他に質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の7番目、第8号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程します。

なお、本件は私、教育長の給料等に係る案件になります。これは、自己の一身上に関する事案に該当することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私、教育長は、本件議事について教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで一時退室をいたします。

退出後の教育委員会の会議の進行は、教育長職務代理者の田中委員が、引き続き会議を主宰いたします。

それでは、田中委員に会議の進行を引き継ぎいたします。よろしく願いいたします。

(教育長 退室)

田中委員

教育長職務代理者の田中です。

ただいま、教育長が退室されましたので、職務代理者として、会議の進行を行います。

それでは初めに、事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは第8号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」ご説明申し上げます。

これは、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められましたことから、同意をするということで意見を申し出るものでございます。

補足資料を御覧いただきたいと思います。今回の改定の内容についてでございます。

教育長の給料等につきましては、期末手当につきまして一覧表がございしますが、6月分100分の2.5、12月分100分の2.5、合計で100分の5、0.05月分引き下げるというものでございます。

施行の年月日は令和3年3月1日でございます。

本件可決後、意見を回答し、令和3年区議会第1回定例会に、一部改正条例案を提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中委員

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第8号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田中委員

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本件議事は終了いたしましたので、教育長は入室してください。

(教育長 着席)

田中委員

教育長が着席しましたので、会議の進行を教育長へ引き継ぎいたします。

入野教育長

ありがとうございました。

それでは、私が引き続き、会議の進行をさせていただきます。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

まず教育長及び委員活動報告を行います。

特に事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたら、よろしくお願いたします。

ございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

事務局報告に移ります。

それでは、事務局報告の1番目「区立学校の儀式的行事等について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

それでは「区立学校の儀式的行事等について」ご報告いたします。

1、令和2年度卒業（修了）式でございます。

小学校は令和3年3月24日、中学校は令和3年3月19日、幼稚園は令和3年3月18日でございます。開始時刻等は学校によって若干異なります。

2番目、閉校式。

第四中学校の閉校式は令和3年3月25日、そして同日ですが、第八中学校の閉校式がございます。

3番目、令和3年度入学（入園）式でございます。

小学校は令和3年4月6日、中学校は令和3年4月7日、幼稚園は令和3年4月8日。開始時刻は学校によって若干異なります。

それから4番目、開校式でございます。四中と八中の統合校、明和中学校、こちらは令和3年5月8日に開校式を行います。なお、開校宣言は4月6日に行います。

続きまして5番目、令和3年度の周年行事でございます。いずれも記載のとおり、周年行事を行う予定でございます。

ただし、この中の、ひがしなかの幼稚園、それから鷺宮小学校につきましては今年度予定していたものでございますが、新型コロナウイルス関連で今年は実施できなかったということで、来年度予定しているものでございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたら、お願いをいたします。

田中委員

日程は了解いたしました。特に3月、4月の卒業式あるいは入学式等は現状では例年どおりのような式典を考えているのでしょうか。あるいは今年度のような状況のものを考えているのか、教えていただければと思います。

学校教育課長

現段階では、今年度と同じように少し縮小した形でやりたいと考えておりますが、まだまだ状況がこの後変わる可能性もございますので、ぎりぎりまで状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。

小林委員

今の田中委員のお話とかぶるところがございますが、現在の状況、情勢を踏まえますと、いろいろな考え方があって、学校も非常に悩むところかと思えます。

内容をどうするかは学校に任せられている部分もあろうかと思えますが、特に周年行事は地域の方々の思いもあろうかと思えます。教育委員会として、できるだけ簡素化するなり、もちろん一番は子どもなのですけれども、教職員に負担がかからないような形で進めることが望ましいと思えますので、教育委員会がどこまでそれをとというのがあろうかと思えますけれども、ぜひ、そういった点をご検討いただいて、今後に備えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

渡邊委員

ご報告ありがとうございます。成人式のときに、いろいろと地域によってばらつきがあつて、それぞれにご批判をいただいたところもあったかと思えますが、中野区としては区立の学校ですので、ある程度、校長先生の配慮にお任せはしますけれども、基本の方針としては状況を垣間見て、基本的には安全をまず考えて、最優先にして、そして行動していただきたいなど。それは教育委員会としては、やり方についてはどうこう言うわけではありませんけれども、そのあたりについては十二分に配慮して、ほかの学校とある程度連絡を取り合つて、やっていただきたいなど思っています。特に卒業式は近いですし、緊急事態宣言が解除されないままの可能性もありますので。

2月に緊急事態宣言が終わるといふのはあり得ない話かなと思っていますので、そのあたりをよくご検討されて、中野区は今まで成人式も延期しましたし、非常に保守的と言わ

れると違うのですけれども、子どもたちの健康を第一に、そして地域の健康とか、そういったものを第一に考えて行動するというのが今までの方針ですので、そのあたりは守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見のとおりに、子どもたちの安全を第一に考えて判断をすると同時に、情報を流してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本報告は終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

議決事件の第1番目、第2号議案「審査請求に対する裁決について」は、裁決の過程における案件であり、教育行政の運営の公正を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

引き続き、お諮りいたします。

協議事項の1番目「今後の区立幼稚園のあり方について」は、意思決定の過程にある案件であり、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開と決定いたしました。

それでは、傍聴の方々が退出される前に、事務局から次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、1月29日(金)10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

よろしくお願いいたします。

それでは、ここで傍聴者の方々につきましては、順次ご退室をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(令和3年第2回定例会及び第5回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

入野教育長

休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

<議決事件>

入野教育長

それでは再開いたします。

最初に議決事件に入ります。

議決事件の1番目、第2号議案「審査請求に対する裁決について」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第2号議案「審査請求に対する裁決について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、メールで中野区文化財保護審議会は非公開（傍聴不可）と送付したその内容に不服があるとして提起された審査請求に対して裁決をいただくというものでございます。

裁決書の内容でございます。

主文といたしましては「本件審査請求を却下する」というものでございます。

第1、事案の概要、第2、審理関係人の主張の要旨は記載のとおりでございます。

第3、理由といたしましては「審査請求は、行政庁の処分に不服がある者がすることができる」とされているところ、本件審査請求は、行政庁の処分に該当しないものに対して提起されたものであり、不適法な審査請求である」というものでございます。

その要旨といたしましては、本件メールの送付は「その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するもの」であるとは言えない。本件メールは単に、本件審議会の会議を傍聴することの可否について審査請求人から問合せがあったためにそれに回答したものにすぎず、本件審議会の傍聴を認めないことは、本件メールによって決定したものではない。こうしたことから、本件メールは、審査請求の対象となり得る行政庁の

処分に該当するとは言えないというものでございます。

第4、結論といたしまして、よって、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決するというものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。質疑がございませんので、なければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時46分再開

入野教育長

再開いたします。

次に、協議事項1番目の「今後の区立幼稚園のあり方」を協議いたします。

前回の1月8月からの継続協議となります。前回に各委員から要望された資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

保育園・幼稚園課長

それでは前回、資料要求のありました資料につきましてご説明をいたします。

前回、3点の追加資料ということでご要望がありました。

1点目につきましては、私立園を含めた他区の28年度と令和2年度の幼稚園と認定こども園の設置状況ということでございました。前回の資料につきましては公立園の認定こども園と幼稚園の状況をお示ししましたけれども、私立園も含めてということの話がございました。

2点目は、平成28年度以降、新たに区立幼稚園を設置した区があるかどうかということのご要望でした。

3点目は、中野区における認定こども園の設置の経緯ということで、3園ございますけれども、それらの設置の経緯、資料ということで、ご要望がありましたので、その資料につきましてまとめたものでございます。

まず、設置の状況ということで、A3の資料になりますけれども、こちらの他区の状況につきましてご説明をいたします。

こちらにつきましては、左側につきましては平成28年度、右側が令和2年度の設置状況になります。それぞれ公立の幼稚園、それから認定こども園、その右側の列が私立園の認定こども園と幼稚園、その右隣が公立と私立の合計ということで、まとめてございます。その右側が同様に令和2年度の設置状況になってございます。

各区の状況につきましては、少し細かいところがございますので、大きな傾向ということで、その資料の右下のところにまとめさせていただいております。

まず平成28年度の設置状況でございますけれども、幼稚園につきましては、公立、私立合わせまして698でございました。令和2年度につきましては、公立、私立合わせて672ということになりますので、その増減でございますけれども、26園減少しているという状況でございます。

認定こども園につきましては、平成28年度は71園ございました。令和2年度につきましては、92ということになりますので、増減といたしまして21園の増加ということになります。

認定こども園と幼稚園は、5園減少ということになりますけれども、その5園の減少の理由は、幼稚園が26園減少していることが理由ということになります。

区の状況で見ますと、資料には記載してございませんけれども、幼稚園は、私立園では7区減少しております。公立園では4区減少しているという状況で、私立のほうが減少している区が多いというところです。

幼稚園が増加した区は1区もございません。幼稚園は減少している区または増減のない区のみということになります。

それから、認定こども園につきましては、公立では3園増加しておりますけれども、区の数でいきますと2区ということになります。3園とも幼保連携型になっております。

私立では18園、認定こども園が増加しておりますけれども、区の数でいきますと11区ということになります。私立の場合は、それぞれの類型において増加しておりますけれども、特に保育所型の増加が10園ということになりますので、数でいきますと、保育ニーズ

に应运て保育所型が増加している傾向にあるのではと考えているところでございます。

したがいまして、傾向といたしましては、幼稚園は減少、認定こども園は増加、私立も公立も同様にその傾向が見られているというところで、幼稚園が増加したところは1区もないとなっております。

それから、A4のほうの資料に戻っていただきまして、中野区において現在、認定こども園、私立園になりますけれども、3園ございます。やよいこども園、やはたみずのとう幼稚園、それから、なかのこども園、3園ございますけれども、それぞれの設置の経緯ということで、A4のほうにまとめてございます。

まず平成14年度から平成17年度、このときに検討された事柄として、一つは幼児の人口ということで、昭和44年をピークに、その後減少に転じたということがございました。

二つ目の丸でございましてけれども、このためにみずのとう、やよい幼稚園につきましては、近隣に私立幼稚園が比較的多いため園児を受け入れる余裕があることから廃止する。このような考え方がありました。

一方国のほうでは、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設、後の認定こども園になりますけれども、総合施設について、平成17年度にモデル事業を実施し、18年度に本格実施する。このような考え方が示されておりました。

これらを踏まえまして区では、運営主体を民間として、みずのとう、やよい幼稚園の廃園後の用地・施設の貸与等によって認定こども園、総合施設を開設するというところを検討したところでございます。

その検討の結果が、平成17年度の新しい中野をつくる10か年計画の策定の中に盛り込まれまして、同様のことがそのところに記載されているというところでございます。

そのところの文章でございましてけれども、「区立幼稚園は、幼稚園の就園需要等に対応するため順次4園を開設しましたが、幼児人口の減少などにより、区全体を見ると就園需要は満たされた状態にあります。区としては、公立・私立、幼稚園・保育所を問わず、幼児教育全体の質の向上を図っていきます。この考え方に立って、区立幼稚園2園を、保護者の就労の有無等に関わらず、多様なニーズに応じた幼児教育・保育の機会の提供、子育て家庭への相談支援、乳幼児親子の交流の場の提供などを行う幼児総合施設へと、民間活力を活用して転換してまいります」と。このことが平成17年度に策定された10か年計画に記載されております。

ステップといたしまして、やよい、みずのとうの転換に向けた検討・準備をステップ1、

ステップ2ではそのための準備、ステップ3として転換をしていくということを計画したところでございます。

裏面に移っていただきまして、その計画に基づきまして、平成19年度に事業者を募集・決定いたしまして、平成22年4月1日に、やよいこども園、それから認定こども園のみずのとう、それぞれ学校法人が開設したということが経過になってございます。

それからもう一つの、平成31年4月に開設いたしました、なかのこども園でございますけれども、こちらにつきましては既にご説明しておりますけれども、第3次の10か年計画の中で検討されました。そのところでも同様に「区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズにあわせて、適切な整備を進めていきます」と。保育園についてこのような民間活力の活用によって定員の拡大を図るという考え方に併せて、さらに「認定こども園の整備や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業を進めることで、様々なライフスタイルの家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします」ということで、このステップのところで、認定こども園の誘致ということを記載してございます。

この認定こども園の誘致が実現したのが、(5)になりますけれども、平成31年度のなかのこども園が誘致によりまして開設したというところでございます。

ステップ3のところの区立幼稚園の認定こども園への転換、これが現在議論されております、かみさぎとひがしなかの幼稚園になりますけれども、このように記載されております。「民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園を認定こども園へ転換（近隣の公園や再編後の学校跡地等を活用した公設民営による運営を経て、現在地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行）。あわせて新設園を誘致」ということになっております、こちらにつきましてはまだ実現していないというところになっております。

3園の認定こども園の設置の経緯は以上でございます。

追加資料の補足説明は以上となります。よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、質問、ご発言がありましたら、お願いをいたします。

田中委員

二つの資料、ありがとうございました。他区の状況とか、あらためて中野の経緯もよくわかって大変参考になります。

ここの中野の経過のところにもありますけれども、「質の高い幼児教育・保育の実施」

というのが掲げられているわけですがけれども、ひがしなかのも、今度のかみさぎのほうも、時間外の預かりを始めたことで、ニーズに対しては一定の成果を上げていると思うのですがけれども、内閣府が掲げているいろいろな異年齢との交流とか、子育て支援の施設とかという、その柱からすると、もう一歩進んで、質の高い幼児教育という面では認定こども園というのをもう少し考えていかないといけないのかなという感じを、今、あらためてお話を伺って、受けました。

一方で国での、内閣府での調査でもそうですし、東京都でもなかなか認定こども園が増えていかない部分に、恐らくハード面でのいろいろなハードルとかもあるのだと思うのですがけれども、そういったことも含めるともう少し時間をかけて、この部分も検討する必要があるのかなと感じたところです。

以上です。

渡邊委員

資料ありがとうございます。幼稚園は、公立のところに重点を置いて確認させていただきますと、平成28年から令和2年の間に、確かに減少はあったものの、そう大きく減少はしていないなど。そしてこども園への移行というのも多く行われているかと思われましたけれども、それほどでもなかったこと。

そういう意味では将来的な考え方としては幼稚園の継続というよりはこども園への転換ということが示されているけれども、多くの区で現状を維持していることも多く見られているのかなということなので、その辺も少し考えていく必要があるかなと思われました。そのあたりは今後もう少し検討していかなければいけないのかなと感じましたので、またご協力よろしくお願いたします。

小林委員

今、渡邊委員からもご発言がありましたけれども、さらに状況を見極めていくというか、時代の流れというか、また女性の社会進出であるとか、様々な状況を考え合わせて、区として何が最良の選択なのかということは、これまでも十分議論し、そして方向性を見出していたところでもありますので、このあたり、ほかの区もなかなか進まないという実態はあるわけですがけれども、しっかりとそれを見据えて、さらに検討を深めていく必要があるかなと思っています。

入野教育長

私からも少しお話をいたしますと、今までの話してまいりましたように、平成28

年4月に第3次の新しい中野をつくる10か年計画が出された後、議会に陳情が出され、区立幼稚園としての陳情でございますけれども、2件が採択をされております。

一方、就学前教育の無償化と今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活への影響等で、来年度の23区の状況は、区立幼稚園は、学級減になっていたり、休園が増えるのではないかというお話があり、新規採用教員の採用にも影響が出ているということも聞いております。

私としましては、これらの状況変化も見ていく必要があるかなと思いますし、中野区の状況も見据え、区立幼稚園のあり方については継続的に協議をしていきたいと考えております。

本日は伊藤委員は欠席でございますが、本日を含めて、3回の協議を踏まえますと、幼稚園の認定こども園化につきましては、子どもたちにとってはもちろん、多様なニーズに応えられること、これからの幼児教育としてもやはりメリットがあるというご意見が多かったように思います。

特に幼稚園型の認定こども園ですと、幼稚園機能が残り、幼稚園教育が継承されやすく、区内における幼稚園の偏在ということにもならないというご意見もございました。

一方で、まだ検討を深める必要があるというご意見もございましたし、保護者や関係者の理解を得ることや施設整備の必要性等を考えますと、すぐに認定こども園化していくことは難しい部分がございます。

また、あらためて、区立であることが重要との意見も多く、認定こども園の検討は続けていく必要がありますが、当分の間は区立幼稚園を継続するというところもあるかと思えます。

区立幼稚園のあり方については、あらためて事務局で案をまとめ、次回協議の際に示し、引き続きご意見をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ここでお諮りいたします。本日非公開といたしました議決事件1番目、第2号議案「審査請求に対する裁決について」及び1月8日定例会において協議を行った協議事項「審査請求について」は、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、個人情報に関わる部分を除き、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。事務局はただ

いまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして、教育委員会第2回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 03 分閉会